

## 特記仕様書

京丹波町教育委員会

本仕様書は、京丹波町立瑞穂小・中学校配膳室用備品等購入について、適用する。

### 〔1〕 対象範囲

機器の製造、運搬、搬入据付、試運転調整までとする。  
(二次側接続工事費を含む)

### 〔2〕 購入機器等の仕様

- ① 機器類は、規格・仕様図と同等以上とする。これと異なる相当品を選定する場合は、承認を得ること。
- ② 機器類はドライ仕様とし、学校給食衛生管理基準を満たすものとする。
- ③ 相当品等の使用により機器寸法等の変更が生じ建築物等に影響を及ぼす場合は、受注者の責務において一切の対処を行なうこと。

### 〔3〕 履行期限

平成25年3月28日までとする。

### 〔4〕 納入施設

- ① 名称 京丹波町立瑞穂小学校・瑞穂中学校
- ② 所在 京都府船井郡京丹波町 橋爪・大朴 地内

### 〔5〕 納入据付

- ① 納入の際は、床・壁を傷めないよう受注者側で養生を行なうこと。
- ② 据付完了後、高さ1.0m以上の機器については、作業性が損なわれない範囲で耐震固定または転倒防止金具の取り付けを行なうこと。
- ③ 運搬据付後の残材等は、受注者の負担において適正に処分を行うこと。
- ④ 納入時期については、監督員と協議を行なうこと。

### 〔6〕 試運転調整及び取扱説明

- ① 二次側配管配線終了後、速やかに試運転調整を行うこと。
- ② 試運転の際、故障・異常及び製品の損傷等を発見した場合は、受注者の責において修復等速やかに対応すること。
- ③ 試運転時及び引渡しに際し学校担当者に対し機器の取扱説明を行うこと。

### 〔7〕 保証及びメンテナンス

- ① 保証期間は、引渡し日から1年間とする。
- ② 保証期間中に納入機器等に不具合が生じた場合は、原則的に24時間以内に現場対応すること。ただし、やむをえない場合は、発注者の承諾を得て延長すること。

とができる。

- ③ 定期的な保守点検が必要な機器については、引渡し日から1年間は受注業者の負担により保守点検を行なう。
- ④ 万一、機器の能力、材料・製造及び据付の不備、製品の不良、工作上的粗雑等の原因で所定の性能を発揮しない場合は、納入年数の経過に関わらず、受注者の負担において点検整備、改造、修理又は交換を行なうこと。

#### [8] 提出書類

下記の書類を2部提出すること。

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| ①機器等の承認図  | 契約後速やかに（仕様書またはカタログ等） |
| ②納入工程表    | 契約後速やかに              |
| ③試運転調整報告書 | 完了時                  |
| ④納入・完成写真  | 完了時                  |
| ⑤取扱説明書    | 完了時                  |
| ⑥完成届      | 完了時                  |
| ⑦その他      | 監督員の指示による            |